

薬学系研究科情報ネットワークシステム運用規則

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院薬学系研究科情報ネットワークシステム（以下「ネットワークシステム」という）の運用および管理について定めることを目的とする。

(薬学系研究科情報ネットワークシステムの構成)

第2条 ネットワークシステムは、幹線ネットワークおよび支線ネットワークなどから構成される。

2 東京大学情報ネットワークシステム UTnet ノード装置に接続される建物内のネットワークを幹線ネットワークと称する。この幹線ネットワークには、ノード装置の下流に置かれる中央スイッチに接続されるネットワークも含まれるものとする。

3 幹線ネットワークに接続される支線ネットワークのうち、直接接続されるものを支線一次ネットワーク、その以降を支線二次ネットワークと称する。

4 幹線ネットワークに接続され、幹線ネットワークの運用や研究科全体へのサービス提供に必要とされるスイッチ、ハブ、共通サーバーなどの機器は幹線ネットワークに付随するものとする。

(運用管理)

第3条 薬学系研究科の策定する運営方針に従い、薬学系研究科情報ネットワーク設備委員会（以下「設備委員会」という）を置く。設備委員会はネットワークシステムの運用および管理に関し、以下および研究科が別に定める任務を行う。

- (1) 幹線ネットワークの構築と良好な動作状態の維持。
- (2) ネットワークシステムに接続する機器のアドレスの統一的管理。
- (3) 東京大学情報ネットワークシステム UTnet との接続に関する事項。
- (4) ネットワーク機器およびその接続形態に関する管理と運用、および技術的支援。（部局管理者等）

第4条 ネットワークシステムの運用および管理を総括するための部局管理者は研究科長があたり、部局管理者は設備委員会の委員長（以下「委員長」という）に部局管理者の任務の一部を委嘱できるものとする。

(利用目的の範囲)

第5条 ネットワークシステムは、教育、研究と事務用の目的、および設備委員会が特に認めた目的での利用とする。

2 前項の利用目的にかかわらず、利用者は、ネットワークシステムを通して他人に迷惑をかける行為をしてはならない。

(ネットワークシステムへの接続)

第6条 ネットワーク機器を幹線ネットワークおよび支線ネットワークに接続できる者は、本研究科の教職員とする。

2 ネットワーク機器をネットワークに接続しようとする者は、所定の申請書を委員長に提出して、許可を受けなければならない。

3 委員長は、前項の申請がネットワークシステムの運用および管理に支障を与えるおそれがあると認めたときは、これを許可しないことができる。

4 ネットワークへの接続の許可を受けた者を設置責任者とする。

5 設置責任者は、許可を受けた後に第2項の申請事項に変更を加えようとするときは、所定の変更申請書を委員長に提出して、許可を受けなければならない。

6 設置責任者は、ネットワーク機器を廃止するときは、所定の廃止届出書を委員長に提出しなければならない。

7 委員長は、接続ネットワーク機器がネットワークシステムの運用および管理に支障を与えるおそれがあると判断したときには、接続を一時的に停止できるものとする。

8 部局管理者または委員長は、接続ネットワーク機器がネットワークシステムの運用および管理に支障を与えるおそれがあると判断したときには、許可または設置を取り消すことができるものとする。

(設置責任者の例外と業務補助者)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、研究科の教職員以外の者であっても、委員長の推薦に基づき設備委員会が特に適当と認めたときは、設置責任者またはその業務補助者となることができる。

2 この者の申請等については、前条第2項から第8項の規定を準用する。

(設置責任者等の責任)

第8条 設置責任者とその業務補助者およびネットワークシステムの利用者は、ネットワークシステムおよび東京大学情報ネットワークシステム UTnet の円滑な運用を妨げないよう、良識をもってネットワーク機器の運用および管理をしなければならない。

2 ネットワーク機器の支線一次ネットワークへの接続は、設備委員会での定めにより、設置責任者が行い、ネットワークシステムの本来の運用および管理に支障を与えてはならない。

3 ネットワーク機器を支線二次ネットワークに接続できる者は設置責任者とし、ネットワークシステムの本来の運用および管理に支障を与えてはならない。

4 設置責任者は、管理するネットワーク機器の利用者に、第5条に定める利用目的の範囲を遵守させる責任を負う。

(ネットワークシステムの変更)

第9条 ネットワークシステムの変更および接続形態の重要な変更は、設備委員会が決定する。

(運用経費)

第10条 ネットワークシステムの運用および管理に要する経費の負担は、次の各号による。

- (1) 幹線ネットワークについては、研究科の定めるところによる。
- (2) 支線ネットワークについては、設置責任者側の負担とする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、ネットワークシステムの運用および管理に関し必要な事項は、設備委員会が定める。